○財務省告示第二百三十八号

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十八日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　令和八年九月十一日以降の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。	**第二条**　令和三年九月十一日以降の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満（平成二十八年三月三十一日以前に発行された物価連動国債については、小数点以下第三位未満）の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
一　令和８年９月11日以降に発行された物価連動国債（令和８年９月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行された物価連動国債を除く。）の場合 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数	一　令和３年９月11日以降に発行された物価連動国債（令和３年９月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行された物価連動国債を除く。）の場合 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数
二　令和８年９月11日以降に発行された物価連動国債であって、令和８年９月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行されたものの場合及び令和３年９月11日以降令和８年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和８年９月10日における適用指数 / 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和８年９月10日における適用指数	二　令和３年９月11日以降に発行された物価連動国債であって、令和３年９月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行されたものの場合及び平成28年９月11日以降令和３年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数
三　令和３年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 × 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される / 令和７年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和８年９月10日における適用指数 / 令和８年９月10日における適用指数	三　平成28年９月10日以前に発行された物価連動国債の場合 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数 / 平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数 × 平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年９月10日における適用指数 / 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年９月10日における適用指数 × 平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される / 令和２年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和３年９月10日における適用指数 / 令和３年９月10日における適用指数